

「さいきオーガニック憲章」及び「さいきオーガニック憲章ロゴマーク」の使用に関する 規程

（目的）

第1条 この規程は、別記「さいきオーガニック憲章」及び「さいきオーガニック憲章ロゴマーク」（以下「憲章等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（憲章等に関する権利）

第2条 憲章等に関する一切の権利は、佐伯市（以下「市」という。）に属する。

（使用の申請）

第3条 憲章等を使用しようとする者は、あらかじめ佐伯市長（以下「市長」という。）の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1）会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- （2）憲章等の使用状況がわかる完成見本等
- （3）その他市長が必要と認める書類

（申請の省略）

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる各号に該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- （1）国又は他の地方自治体を使用するとき
- （2）報道機関が報道のために使用するとき
- （3）学校その他の教育機関において教育目的に使用するとき
- （4）その他市長が認めたとき

（使用の許諾）

第5条 市長は、申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が市のPRや市の特産品の推進に寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、市長は必要であると認める場合には、憲章等の使用方法その他について、条件を付することができる。ただし、市をPRする無料配布物等については、この限りではない。

2 市長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（別記様式第3号）を、また、使用を許諾しない場合は、使用不許諾通知書（別記様式第5号）を申請者へ交付する。

(使用許諾の制限)

第6条 憲章等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号第2条）に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) 憲章等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 憲章等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現が憲章等の立体物と認められない場合
- (9) 憲章等の著しい変形その他憲章等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他市長が別に定める要件に該当しない場合

(使用料)

第7条 憲章等の使用料については、当分の間、無料とする。

(地位の継承)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 第5条の規程により使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみの使用とすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難のものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更等)

第10条 使用者が使用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第2号）を市長に提出し、許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規程する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

(許諾の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し使用物件等の回収の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取り消しの日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他憲章等の使用継続が不相当であると認められた場合

2 市は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「取消し通知書」（別記様式第6号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の規程による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 市長は、使用者に憲章等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して憲章等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、憲章等の使用を許諾したこと、不承諾したことまたは取消したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、憲章等を使用した商品等の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、憲章等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 市長は、憲章等の使用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、佐伯市ブランド推進課が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、憲章等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和4年7月6日から適用する。